

## 音商標に関する審査基準について（案）

平成26年6月

## 1. 概要

音商標の審査について、欧州及び米国における運用も参考にしつつ、識別力や類否に関する判断基準等を、審査基準において可能な限り、明確化することが出願人にとっての予測可能性及び審査判断の適切性・公平性の確保の観点から必要である。

また、当該審査基準に基づいた判断を適切に行う観点から、出願人に対して、どのような資料の提出を求める必要があるかを、併せて明確にする必要がある。

## 2. 識別力について

今後、欧米主要国における登録事例、登録拒絶事例を個別に精査する必要があるものの、これまでの商標制度小委員会における議論を踏まえると、例えば、識別力が認められるもの、識別力が認められないものとして、次のようなものが想定されるのではないか。

## (1) 識別力が認められるもの（例）

音商標が言語的要素を含む場合（例えば、一定のリズムを背景に日本語で製品名・企業名等を読み上げる場合）、当該言語的要素が例えば企業名等を表すものとして出所を認識させる場合には、原則として、商標に識別力が認められるのではないか。

## (2) 原則として識別力が認められないもの（例）

（※使用により識別力が認められる場合を除く）

- ① 商品の本質的機能を発揮するために、意図的又は非意図的に生じることが通常である音

（例） 商標「シュワシュワ（泡のはじける音）」、指定商品「炭酸飲料」  
商標「シュー（スプレー音）」、指定商品「スプレー式殺虫剤」

- ② 単音ないしこれに準じるような極めて単純な音

- ③ 楽曲

クラシック音楽や歌謡曲を認識させるような楽曲。

## （参考）諸外国における審査実務

➤米国では、通常の使用で音を発するような商品の音（例えば、目覚まし時計、アラーム又は信号音を出す機器、電話、及び個人用セキュリティアラーム）については、使用による識別力を獲得した場合に限り登録できるものとしている（Trademark Manual of Examining Procedure (TMPEP) 1202.15 6th 米国特許商標庁）

➤英国においては、次の場合、実際に識別力があることの証明が求められる。

- 1 音又は 2 音からなる簡単な音
- チャイムとして普通に使用される音楽
- 娯楽サービスに関連するよく知られたポピュラーミュージック
- わらべ歌（子供を対象にした商品又は役務）
- 特定の国、地域において生産される商品又は提供されるサービスと密接に関連する音楽  
(Manual of Trade Mark Practice, 英国知的財産庁, The Examination Guide, Practice (In alphabetical order), 5.2.2.2 Assessing distinctive character of sound marks)

➤ 豪州においては、次の場合、識別力がないとされる。

- 商標「ガラスが割れる音」、指定役務「ガラスの修理」
- 商標「よく知られたクラシック音楽」、指定役務「オーケストラの演奏」
- 商標「音楽用の合成音」、指定商品「電子音楽の合成のためのソフトウェア」  
(Trade Marks Office Manual of Practice & Procedure Part 21 - Non-Traditional Signs 6. Sound (auditory) trade marks)

### (3) 使用による識別力を認めるべき場合（例）

- ① 使用による識別力の判断については、通常商標と同様に、使用に係る商標及び商品・役務の使用開始時期及び使用期間、使用地域、当該商品・役務の販売数量等並びに広告宣伝の方法及び回数等を総合考慮して、需要者が何人かの業務に係る商品・役務であることを認識することができるか認められるかどうかを判断することが適切ではないか。音商標であるが故に、通常商標と別異に考える必要はないのではないか。
- ② 出願商標と使用商標の同一性の認定については、例えば、言語的要素が含まれない音商標の場合、リズム、メロディー、ハーモニー及び音色といった基本的要素がほぼ同一であることが必要ではないか。
- ③ 使用証拠書類に出願商標とは別の使用する音等が含まれている場合、当該出願商標の音それ自体が需要者に強い印象を与え、独立して出所表示として認識させる場合には、同一性を認めることが適切ではないか。

裁判例（立体的形状に文字が付されている場合の識別力について）

- 懐中電灯のデザインの優秀性を強調する大規模な広告によりその形状をして出所識別標識と認識されるに至っているものであり、商品に添えられた文字も目立たず周知著名性も認められないことなどすれば識別性獲得の妨げとはならないとした。（知財高判平成 19 年 6 月 27 日（平成 19 年（行ケ）10215 号）「ミニマグライト事件」）
- 同一のリターナブル瓶の長期使用、販売実績、アンケート結果などに基づき形状が識別機能を有するに至ったとし、実際の使用の際に Coca-Cola の表示などが付されているとしてもリターナブル瓶の立体的形状に蓄積された識別力は極めて強く、識別力機能を獲得していると認める上で障害とはならないとした。

(知財高判平成20年5月29日 判事2006・36 (平19 (行ケ) 10215号)「コカコーラボトル事件」)

### 3. 不登録事由

商標登録することが公序良俗に反すると考えられる公益的な音商標の取り扱いや、類否の考え方、さらに、新たに第4条第1項第18号に追加された、商品等が当然に備える特徴について、その内容を明確化する必要がある。

#### (1) 公益的な音商標の取り扱い

商標法第4条第1項第7号は、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標を拒絶の対象とする規定であり、音商標を指定商品・役務に使用することが社会公共の利益に反するような場合や、他の法律によってその使用等が禁止されている商標、特定の国若しくはその国民を侮辱する商標又は一般に国際信義に反する商標も含まれる。

(例)

- ・当該音商標に含まれる言語的要素が、それ単体で出願された場合に、公序良俗に反するものと判断される場合。例えば、特定又は不特定の者に対して侮辱的な言語的要素を含む商標。
- ・緊急用のサイレンや国歌(他国のものを含む)等の公益的な音ないし音楽。

#### (2) 先願に係る他人の登録商標との類否(例)

商標法第4条第1項第11号は、先願に係る他人の登録商標と同一又は類似する商標について拒絶の対象とする規定である。商標の類否については、商標の外観、称呼、観念によって需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察するという従来の考え方を踏まえつつ、音商標の特性を考慮して判断すべきと考えられる。

具体的には、音商標の音の要素及び歌詞等の言語的要素から生ずる称呼等を考慮した上で全体的に観察して商標の類否を判断すべきではないか。

##### ① 音の要素のみからなる商標同士の類否について

音商標を構成する、音楽、音声、自然音等の構成音それ自体とその変化(強弱等)等から生ずる音又は称呼等を全体として総合的に観察して商標の類否を判断するのが原則と考えられる。

音楽のみからなる音商標については、リズム、メロディー(旋律)、ハーモニー等が音全体にわたり共通した印象を与え、特にメロディー(旋律)が共通するような場合には、互いに類似するものとして取り扱うのが適切ではないか。

##### ② 言語的要素を含む音商標の類否について

音の商標に含まれる言語的要素を抽出し、当該部分を音の商標の要部とする場合、音商標のリズム、メロディー(旋律)、ハーモニー等の音の要素を十分に勘案し、類否判断を行うべきではないか。

(例) 音商標「ジェーピーオー」(メロディー等が特殊) ≠ 文字商標「JPO」  
音商標「ジェーピーオー」(メロディー等なし) ≒ 文字商標「JPO」

## 資料 3

➤米国においては、他人の商標との抵触については、通常商標と同様に、混同を生ずるおそれ (likelihood of confusion) の有無によって判断。この判断については、以下の点が考慮される。

1. 標章の全体の外観、称呼、観念、商業的印象の類否
2. 商品・サービスの関連性
3. 商取引経路の類否
4. 対象となる取引者の状況
5. 類似する商品に類似する標章の使用する数や特徴
6. 出願人と先行商標権者との有効な合意

(審査マニュアル TMEP1207.01Likelihood of Confusion)

➤欧州においては、先行商標との類否判断は、異議申立がなされた場合に判断される。

➤韓国においては、音は、同じ音商標の間で、視覚的表現を基準に類否を判断する。(審査基準 第 21 条②)

### (3) 特定の者による独占に適さない音 (例)

登録によって商品又は役務の生産、販売、提供等を独占し、自由競争を不当に制限するおそれがあるものについては、その登録を認めないよう整備すべきではないか。(商標法第 4 条第 1 項第 18 号)

(想定例) 商標「ピンの倒れる音」、指定役務「ボウリング場の提供」  
商標「長く一定に響く『ラ』の音」、指定商品「音叉」

➤米国において機能的な商標と判断された例

「大音量の振動する警報装置の性能は、使用や目的のために不可欠である。なぜなら、警報として大音量を用いることは重要であり、音と交互である振動や静音は、一定の音よりも、警報として音を用いるためのより効果的な方法であるとして、機能的であるとされた事例。」 In re Vertex Grp. LLC, 89 USPQ2d 1694, 1700 (TTAB 2009)

➤豪州では、機能性に関する直接の規定はなく、実務においては、救急車やパトカーのサイレン音は機能的な音とされ、識別力がないとの理由で登録は認められていない 審査マニュアル Part21 6.2.1 Functional sounds

➤韓国では、音が機能的か否かを判断するために、次の事項が考慮される。

- イ 商品の特性から発生する特定の音であるか (ビール瓶の栓を抜く音等)、
- ロ 商品の仕様に必ず必要である、又はその商品に一般的に使用される音であるか (オートバイのエンジン音等)、
- ハ 商品の販売増加と密接な原因となる音であるか (チャイムベルの音等) (韓国商標審査基準第 27 条解釈参考資料 8)

#### 4. 出願方法

音商標の出願においては、願書の記載として、商標のタイプの記載、商標見本、商標の詳細な説明（任意事項）、及び音声ファイルの提出が想定される。

##### （１）「商標見本」の記載方法

商標見本への記載は、楽譜又は文章による記述により音を特定することが適切ではないか。

- ① 楽譜により音を特定する場合、「音符・休符」、「音部記号（ト音記号等）」、「テンポ（メトロノーム記号や速度標語）及び拍子記号（4分の4拍子等）」の記載を求めているかどうか。
- ② 文章により音を特定する場合は、特定の音を想起できる程度の記載を求めているかどうか。

記載要素例：音の種類（猫の鳴き声、手をたたく音、風の吹く音、機械音等）  
音の長さ（時間）、音の回数、音の順番、音の変化 等

- 米国では、商標の説明文と音声ファイルを求めているが、音楽の場合には、楽譜の提出（現実に使用しているもの）を求めている。
- 欧州（欧州共同体商標）では、音楽の場合には楽譜、自然音の場合にはソノグラム及び音声ファイルの提出を求めている。
- 豪州では、音楽の場合には、楽譜、商標の説明文及び音声ファイルの提出を求めている。  
音楽以外の場合には、商標の説明文のみでも出願は可能。商標見本として、ソノグラムは認めない。
- 韓国では、商標の説明文及び音声ファイルの提出を求めているが、音楽の場合には、楽譜の提出も任意で求めている。

##### （２）「商標の詳細な説明」の記載及び添付物件（音声ファイル）

商標の詳細な説明及び添付物件（音声ファイル）は、願書に記載した商標見本の意義を解釈するための考慮事項として位置づけられる。

詳細な説明に商標見本と異なる記載がなされた場合や、商標見本と異なる添付物件（音声ファイル）が提出された場合等の取り扱いについて、要旨の変更となる場合等の取り扱いを明確化すべきではないか。

## ○商標登録出願（改正法）

（商標登録の要件）

第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる

2 （略）

（商標登録出願）

第五条 （略）

2 次に掲げる商標について商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない

3 （略）

4 経済産業省令で定める商標について商標登録を受けようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その商標の詳細な説明を願書に記載し、又は経済産業省令で定める物件を願書に添付しなければならない。

5 前項の記載及び物件は、商標登録を受けようとする商標を特定するものでなければならない。

（拒絶の査定）

第十五条 審査官は、商標登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一・二 （略）

三 その商標登録出願が第五条第五項又は第六条第一項若しくは第二項に規定する要件を満たしていないとき

## ○識別力（改正法）

（商標登録の要件）

第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

二 その商品又は役務について慣用されている商標

三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号において同じ。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標

六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務で

あることを認識することができない商標

- 2 前項第三号から第五号までに該当する商標であつても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。

○不登録事由（改正法）

（商標登録を受けることができない商標）

第四条（略）

七 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標

（略）

十一 当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であつて、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務（第六条第一項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により指定した商品又は役務をいう。以下同じ。）又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

（略）

十八 商品等（商品若しくは商品の包装又は役務をいう。第二十六条第一項第五号において同じ。）が当然に備える特徴のうち政令で定めるもののみからなる商標